



6 放送関係の取組状況について

令和4年3月

総務省

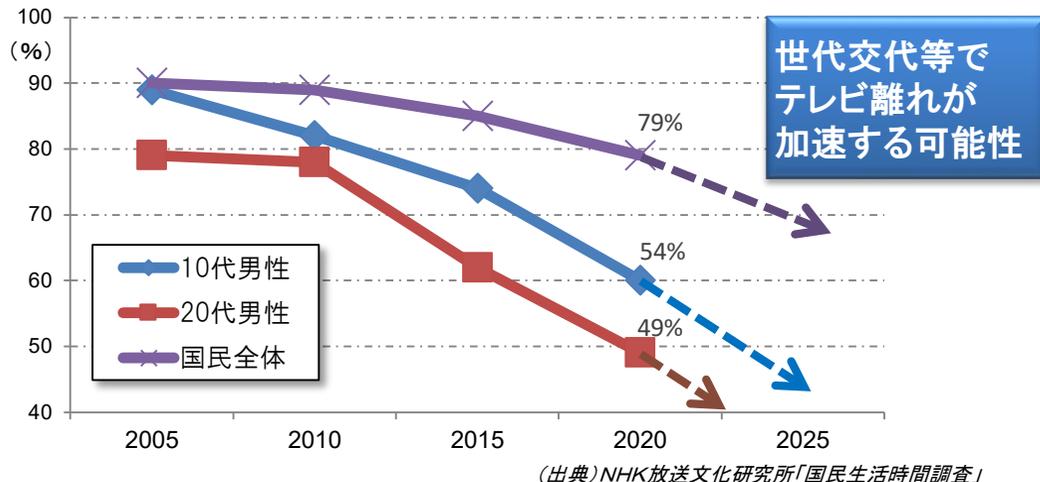
情報流通行政局

Ⅰ. デジタル時代における放送制度の在り方 に関する検討状況について

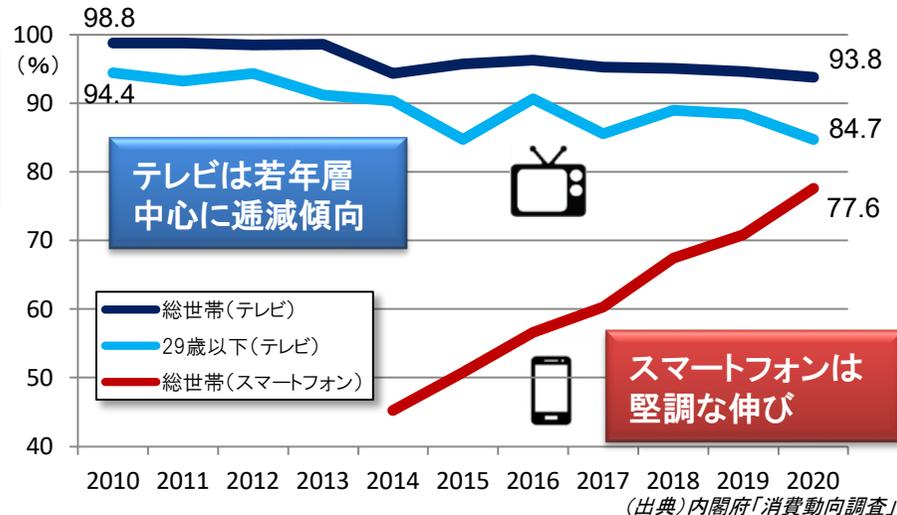
放送を巡る社会環境の変化

若者を中心としたテレビ離れ

■1日15分以上テレビを見る率（「行為者率」：平日平均）

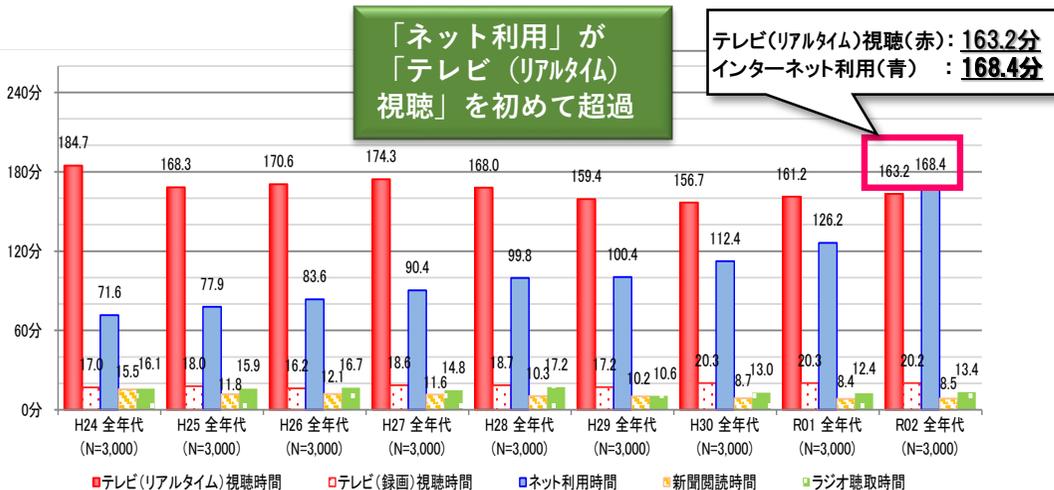


■世帯主別普及率「カラーテレビ」対「スマートフォン」

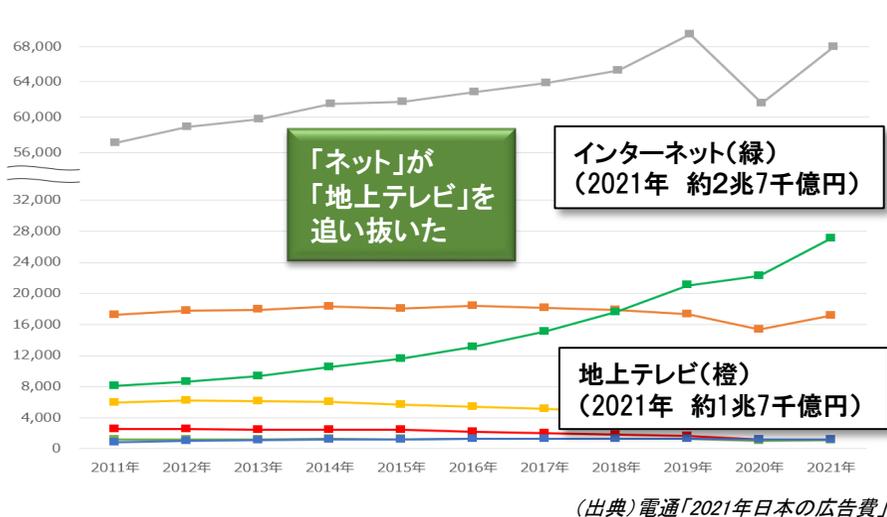


インターネット利用の進展

■主なメディアの平均利用時間（全年代・平日）



■日本の広告市場「テレビ」対「インターネット」



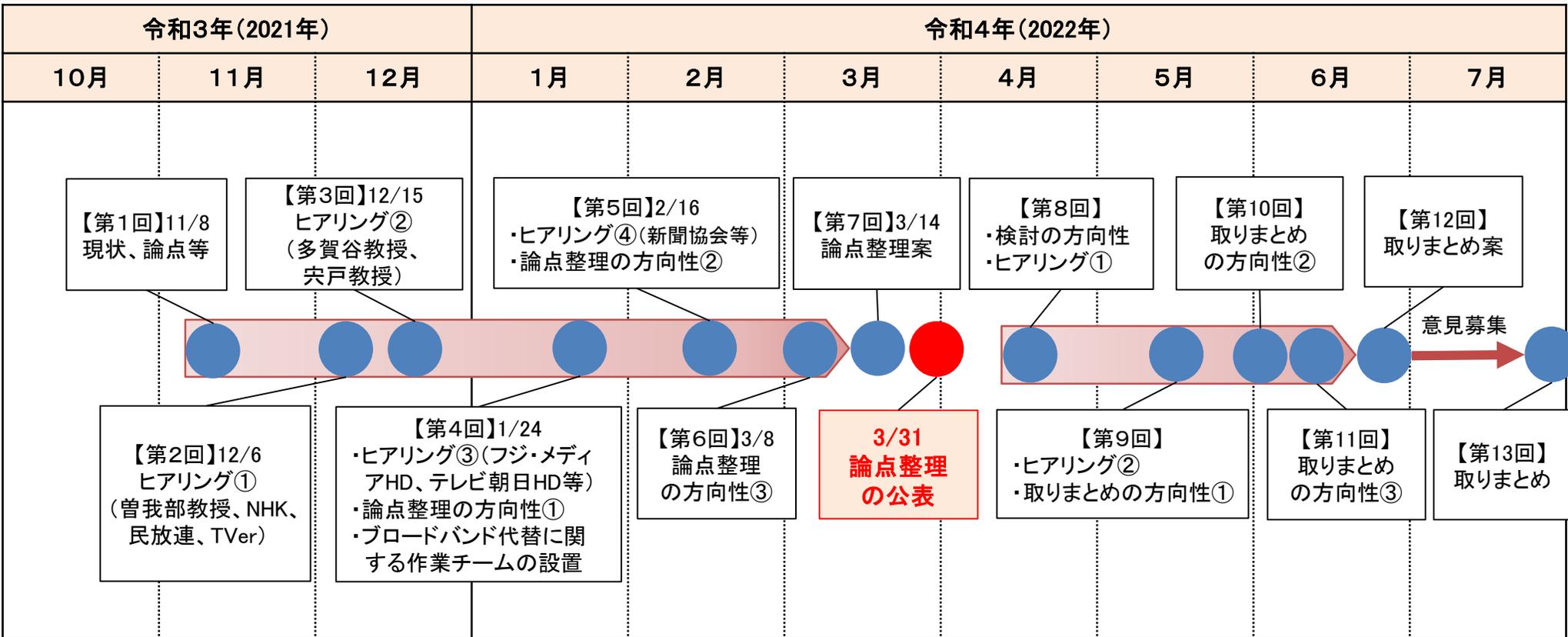
1. 背景・目的

- ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展。
- 視聴者のテレビ離れが進み、インターネットによる動画視聴が進展する中、従来の地上テレビ放送のネットワークインフラの維持が困難となると考えられる一方、一部の放送事業者において放送コンテンツのインターネット配信の取組が進められている。
- こうした状況を踏まえ、本検討会では、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」(令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム)も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行う。

2. 主な検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
 - ・ 災害時の情報伝達手段としての重要性
 - ・ フェイクニュースが問題化する中での正確性・公平性 等
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
 - ・ 放送設備の柔軟な整備・運用の在り方(例えば、小規模中継局の設備共用やブロードバンド等による代替) 等
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
 - ・ 放送コンテンツのインターネット配信の推進方策
 - ・ テレビを保有していない者等を対象としたNHKネット配信の社会実証 等
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方

【参考】スケジュール(案)及び構成員



(座長)三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
 飯塚留美 一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ &
 コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
 伊東 晋 東京理科大学名誉教授
 大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
 奥 律哉 電通総研フェロー
 落合孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード執行役員 CoPA Fintech研究所長
 長田三紀 情報通信消費者ネットワーク
 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科教授
 森川博之 東京大学大学院工学系研究科教授
 山本龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
 山本隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

計12名

<オブザーバー> 日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟

【論点1】 デジタル時代における放送の意義・役割

- ◆ 放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報等の社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値。
- ◆ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、放送の役割を更に果たしていくことが期待される。特に、フェイクニュースといったインターネット上の情報に係る課題の是正に重要な役割を果たすべき。

【論点2】 放送ネットワークインフラの将来像

- ◆ 良質な放送コンテンツを届けるため、放送ネットワークインフラについて、一定の品質・信頼性を維持した上で、デジタル技術の導入等による効率化を図るべき。デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討すべき。

【効率化の具体例】

- 放送設備の共用化 ⇒ 「共同利用型モデル」の可能性も検討
- 小規模中継局のブロードバンドによる代替 ⇒ 作業チーム(令和4年2月24日から開催中)において実務的に検討
- マスター設備(番組送出設備) ⇒ デジタル技術の導入による効率化

【論点3】 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

- ◆ インターネットを活用し、放送コンテンツの価値を向上・浸透させていくことが重要。
 - テレビを保有・視聴しない者へのリーチ
 - 災害情報、地域情報等の社会の基本情報の提供
 - 放送番組におけるネット配信の公共的な活用を後押しする仕組

【論点4】 デジタル時代における放送制度の在り方

- ◆ 論点1から論点3までの整理も踏まえ、放送法令等の制度について必要な措置を講ずるべき。

- マスメディア集中排除原則の見直し
- 放送対象地域の見直し

- ブロードバンドによる代替を行った場合に必要となる制度の見直しについて検討
- 公共放送におけるインターネット配信の制度的位置付けについて検討

1. マスメディア集中排除原則の見直し

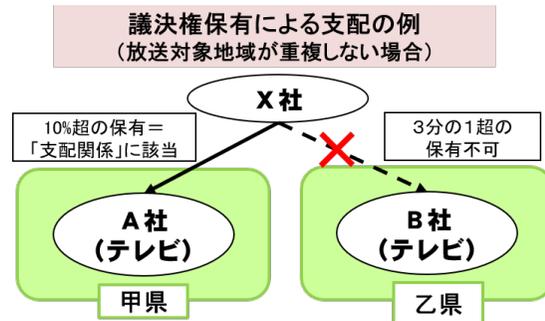
1. 現状

- マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(放送法第91条第2項第1号)ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すもの。
- 一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が「支配関係」を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則として禁止。
- 「支配関係」の基準※¹(地上基幹放送の場合)
 - ・議決権保有割合：同一放送対象地域 1/10超、異なる放送対象地域 1/3超
 - ・役員兼任割合：特定役員※²の1/5超
 - ・代表権を有する特定役員※²又は常勤の特定役員※²の兼任
- 特例※¹として、ラジオ4局特例、特定隣接地域特例、経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例、認定放送持株会社制度に係る特例等が設けられている。

※¹ 支配関係の基準や特例は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)において規定。

※² 特定役員とは、業務執行役員及び業務執行決定役員をいう。

(例)



2. 課題

- マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適合的とは言えなくなっている部分があるのではないか。経営の選択肢を狭め、返って多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあるのではないか。
- マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあるのではないか。
- 経営基盤強化計画認定制度において役員兼任割合に係る特例が設けられているが、議決権保有割合に係る特例が設けられていないほか、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないという意見もある。
- 事業者からは、経営の選択肢を増やす観点から、認定放送持株会社制度に係る特例等の緩和が要望されている。

- ◆ デジタル時代において放送が引き続き社会的役割を果たしていくため、論点1から論点3までの整理も踏まえ、放送法令等の制度において必要な措置を講ずるべきである。
- ◆ その際、当該措置は、放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではなく、今後も長く維持・発展させていくためのものであることに留意すべきである。

(1) マスメディア集中排除原則の見直し

- ✓ 放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すマスメディア集中排除原則について、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである。

【地上基幹放送関係】

- 異なる放送対象地域について、特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携が可能とする観点から、次の①及び②を措置すべきである。

① 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃

- ・認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

② 地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設

- ・認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。その場合、兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。
- ・なお、特定隣接地域特例については、現在、関東・中京・近畿の3つの広域圏はその対象から除かれているが、広域圏も対象とすべきかどうかについては、広域圏の影響力も踏まえた整理が必要。

※ ①及び②のいずれについても、議決権保有による支配関係のみならず、役員兼務による支配関係についても緩和の効果が及ぶ。

- 他方、同一放送対象地域に係る支配関係の基準は、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきである。

- ・ただし、同一放送対象地域内において、放送設備の共同調達や共同利用といったハード設備を核とした連携など、ネットワーク系を超えた地域内での連携も考えられるところ、そうした連携を行う上で、マスメディア集中排除原則の緩和により、資本関係等の強化を求める具体的なニーズがあるかどうか、引き続き注視。

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

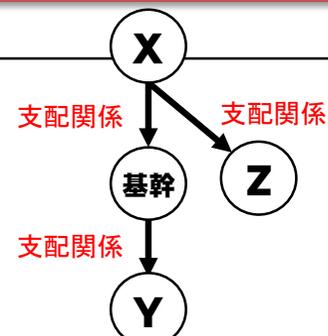
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

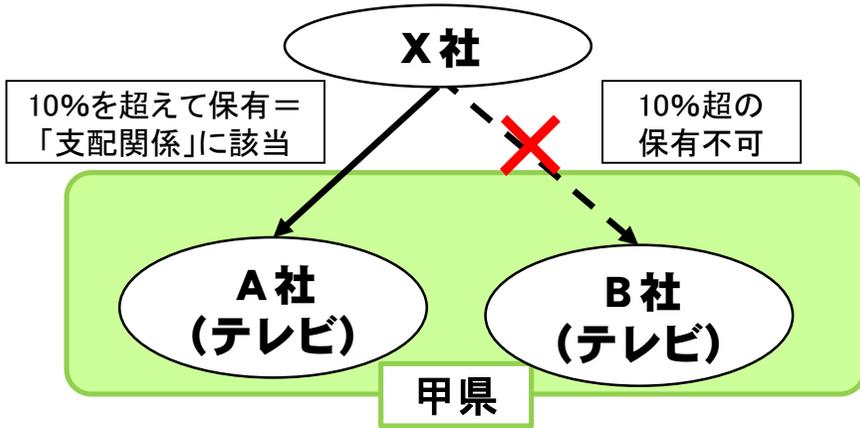
<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

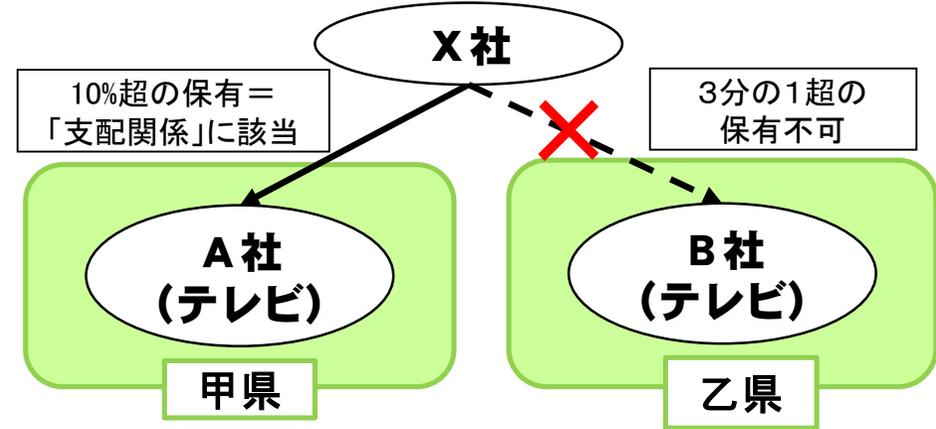
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



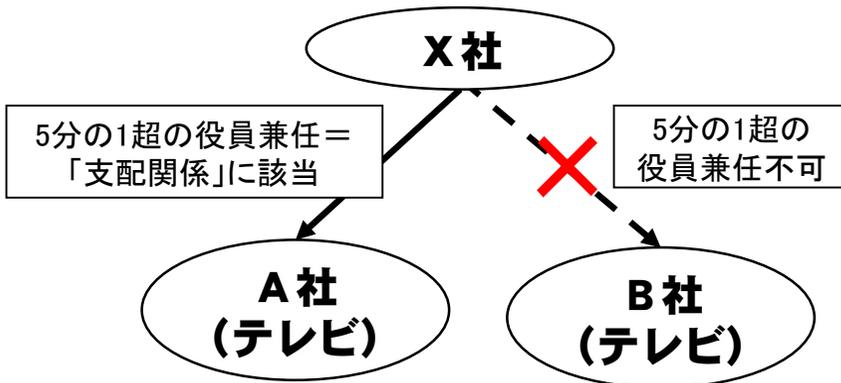
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複する場合)



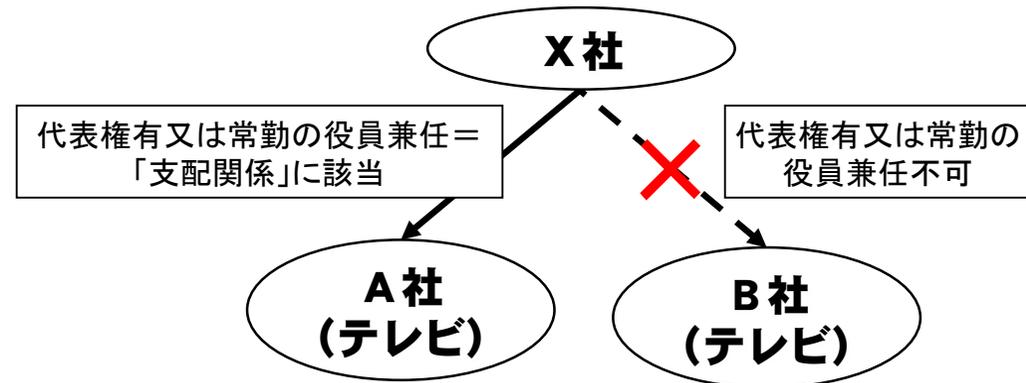
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複しない場合)



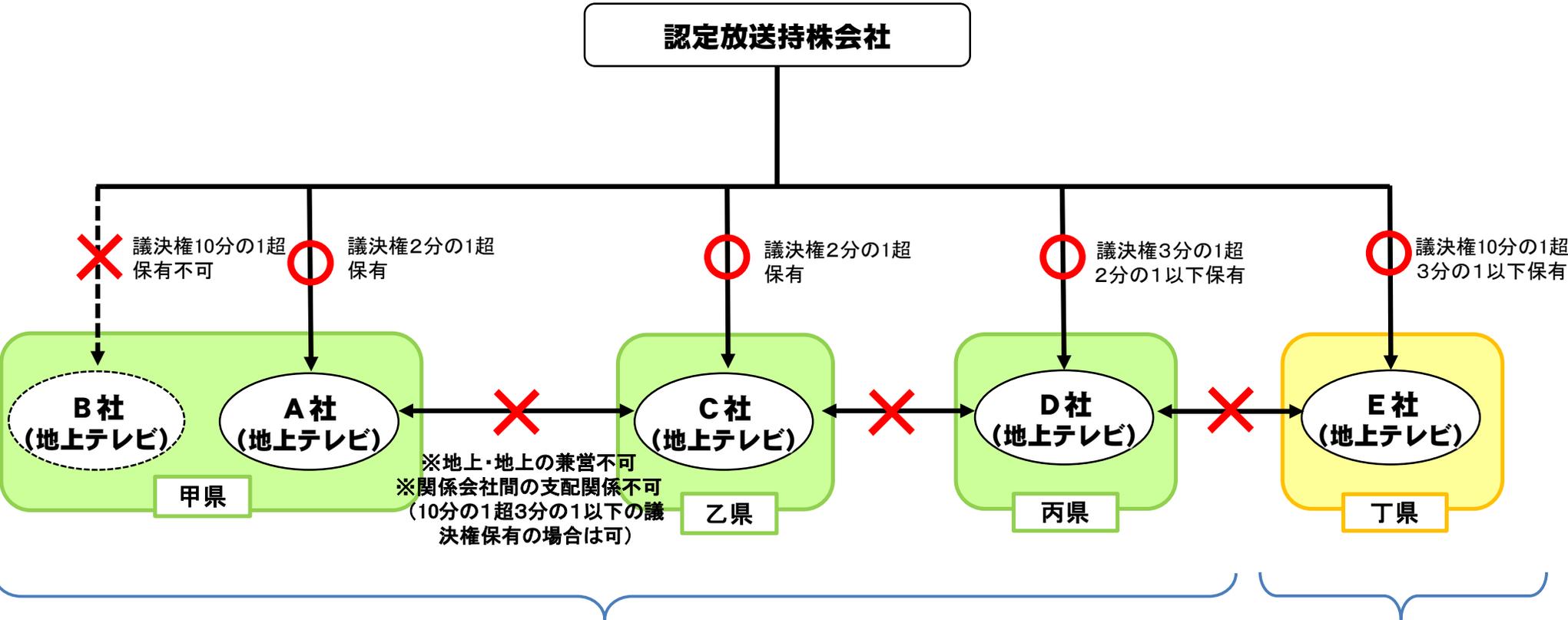
役員兼任による支配の例
(役員兼任比率:5分の1超)



役員兼任による支配の例
(代表役員、常勤役員の兼任)



- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。



※12都道府県まで可 (広域放送、県域放送の場合)

※12のカウントには含めない

【参考】



フジ・メディア・ホールディングスのFNS系列局への出資状況

フジ・メディア・ホールディングス

●12地域制限対象（議決権保有1/3超）
→11地域（5社）をすでに保有

議決権保有1/2超（子会社）	
フジテレビ（関東7地域）	100.0%
仙台放送	72.3%
議決権保有1/3超	
NST新潟総合テレビ	33.7%
長野放送	44.0%
テレビ新広島	33.5%

●12地域制限対象外（1/10超～1/3以下）
→制限対象に迫る社が複数あり

議決権保有1/10超（関係会社）	
北海道文化放送	21.0%
岩手めんこいテレビ	32.6%
秋田テレビ	24.4%
さくらんぼテレビジョン	12.0%
福島テレビ	33.3%
テレビ静岡	21.0%
関西テレビ放送	24.9%
山陰中央テレビジョン放送	21.6%
岡山放送	23.7%
テレビ愛媛	20.2%
高知さんさんテレビ	19.9%
テレビ熊本	24.2%
沖縄テレビ放送	30.2%

その他（1/10以下）	
富山テレビ放送	
石川テレビ放送	
福井テレビジョン放送	
東海テレビ放送	
テレビ西日本	
サガテレビ	
テレビ長崎	
テレビ大分	
テレビ宮崎	
鹿児島テレビ放送	

※フジネットワーク(FNS)は、各地域の独立したメディア事業会社の集合体で、番組供給、営業、報道（FNN）の相互協定で結ばれている

○ 同一メディア(テレビ又はラジオ(コミュニティ放送を除く。))について連携の対象となる全ての放送対象地域が特定隣接地域※に含まれる場合： ※ 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合

⇒ 兼営・支配可(1/3超の議決権保有が可能)

※ 地上デジ投資によりローカル局は経営基盤の強化が必要となることから、経営の選択肢を増やすため制度化(平成15年)

「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)の例

【例1】



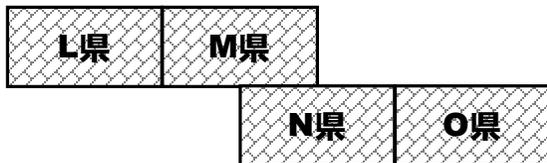
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【参考】「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらないことになる

※ 「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」も兼営・支配が可能
 具体的な地域： 東北全県、九州全県、九州全県＋沖縄県

○特定隣接地域特例の原則

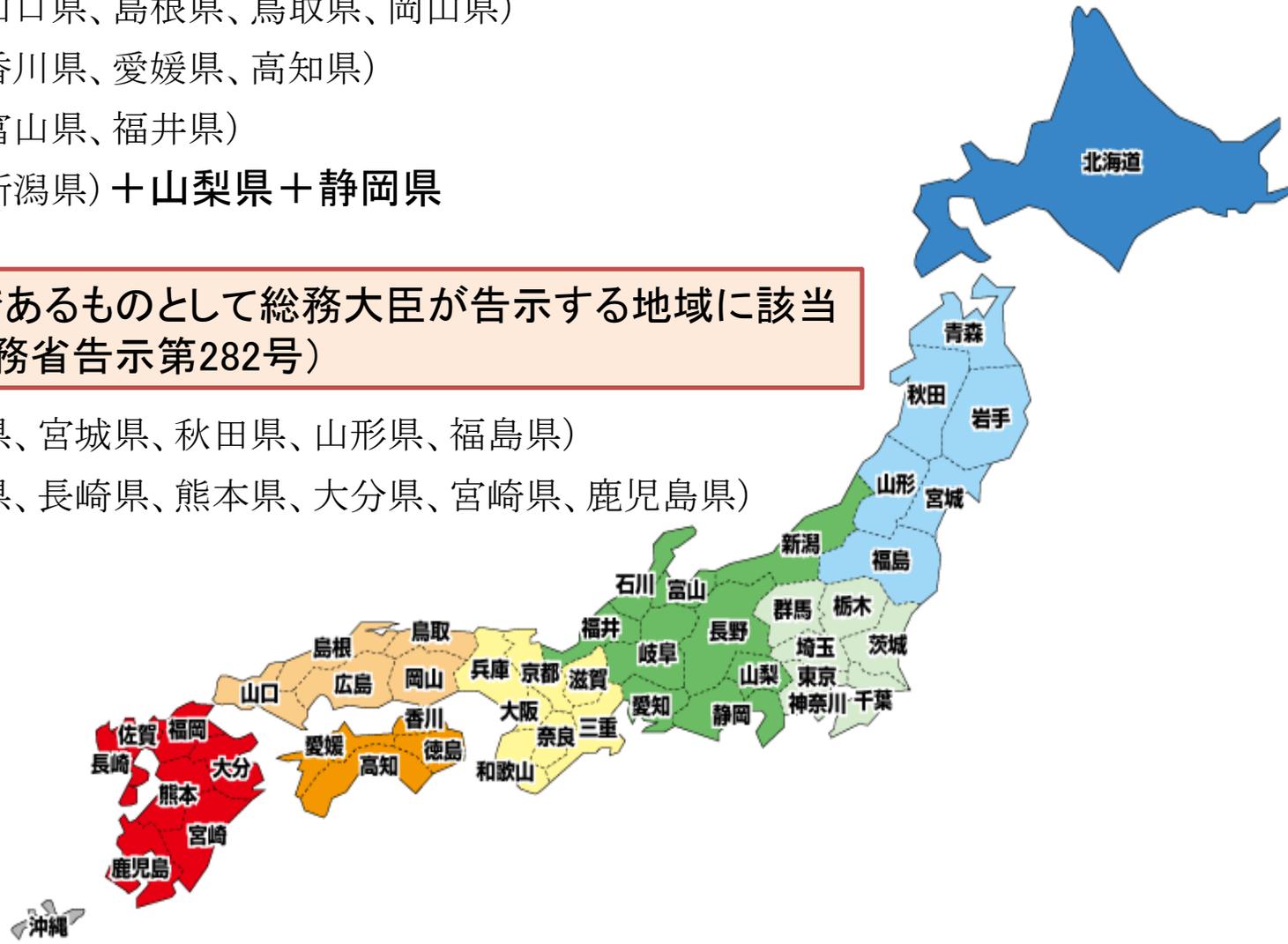
「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)

(想定される事例)

- ・ 中国5県 (広島県中心、山口県、島根県、鳥取県、岡山県)
- ・ 四国4県 (徳島県中心、香川県、愛媛県、高知県)
- ・ 北陸3県 (石川県中心、富山県、福井県)
- ・ 信越2県 (長野県中心、新潟県) + 山梨県 + 静岡県

○「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」(平成23年総務省告示第282号)

- ・ 東北6県 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ・ 九州7県 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- ・ 九州7県 + 沖縄県



2. 放送対象地域の見直し

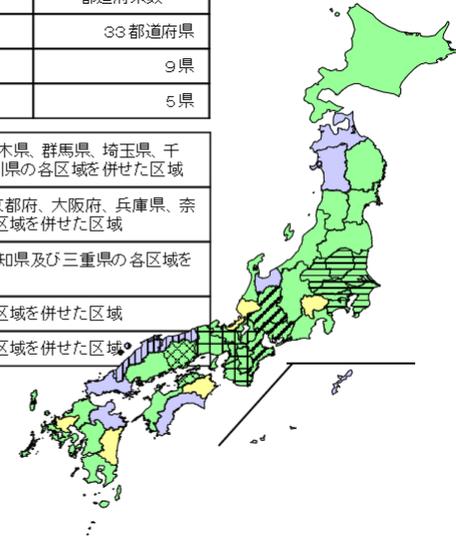
放送対象地域に係る現状と課題

1. 現状

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。
- 基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。

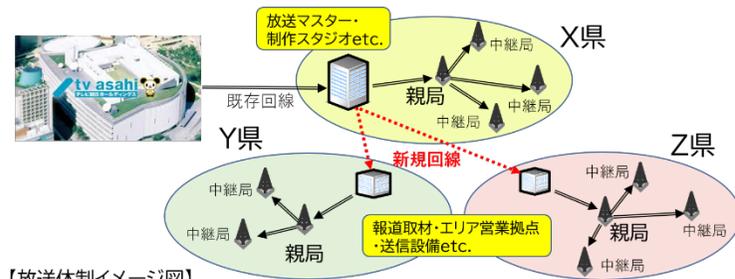
	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

関東広域圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を併せた区域
近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を併せた区域
中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



2. 課題

- 人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があるのではないか。
- 現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もあるのではないか。
- 経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、(経営リスクが顕在化する前に)積極的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないといった意見もある。
- 事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に備え、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されている。



【放送体制イメージ図】

出典: 令和4年1月24日 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会第4回会合 株式会社テレビ朝日ホールディングス資料

(2) 放送対象地域の見直し

- ✓ 「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は県域を基本としているが、地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべきである。
- ✓ 具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべきである。
 - ・放送番組の同一化を可能とする地域については、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考に、一定の制限を設けるべきである。
 - ・なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な規制の特例が適用されるもの。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化については、放送を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、事前の手続きなしに戦略的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができる。
- ✓ また、当該放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべきである。
 - ・地域情報の発信を確保するための仕組みとしては、例えば、認定放送持株会社傘下の放送事業者には地域向け自社制作番組確保の努力義務規定※が設けられている。放送番組の同一化を行う放送事業者について、例えば、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力を促すことや、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表する等の仕組みを設けることが考えられる。その際、番組制作への注力という目的の実現に向け、具体的な方法は放送事業者に委ねつつも、視聴者への説明責任が果たされるようPDCAサイクルを確保することが重要である。このような地域情報の発信を確保するための仕組みについて、引き続き、幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする。

※ 放送法(昭和25年法律第132号)
(関係会社の責務)

第163条 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

【参考】放送対象地域の概要

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

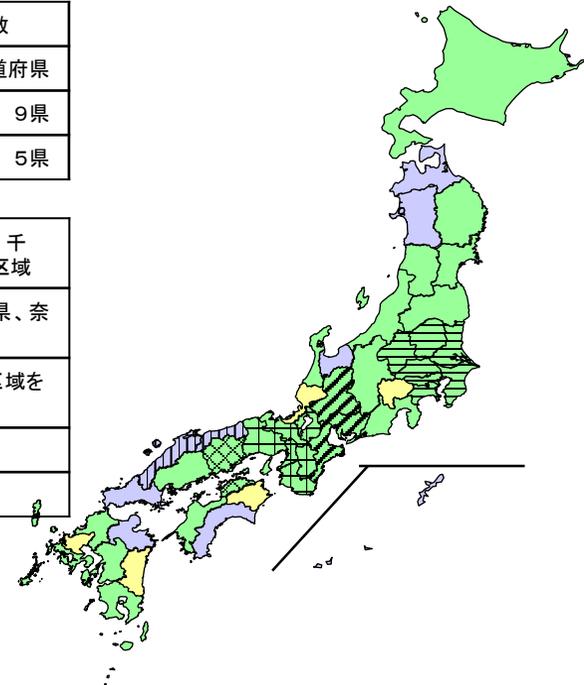
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK
 - 関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 民間基幹放送事業者
 - 広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
 - 複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
 - その他 : 上記以外の各都道府県

	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



3. 放送ネットワークインフラの将来像

- ◆ 人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべきである。
- ◆ このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネットワークインフラについて、視聴者にとって同程度のサービスを維持する観点から一定の品質・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきである。併せて、デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討していくべきである。

【設備の共用化】

- ✓ 放送設備の更新に当たっては、これまでどおり放送局単位で全ての設備を保有する前提ではなく、局や系列を超えたコスト負担の軽減を図り、必要な放送ネットワークインフラの維持管理が効率的にできるよう、既に放送事業者間で行われている一部の中継局の設備共用を更に進めることや、特定の事業者等が複数の放送事業者の放送ネットワークインフラの保有・維持管理を行う「共同利用型モデル」の可能性も経営の選択肢として検討していくべきである。
- ✓ その際、民間放送事業者のコスト負担軽減に配慮するとともに、例えば、NHKと民間放送事業者が協力してインフラの保有等を行う企業体を設置することも検討していくべきである。

【ブロードバンド等による代替】

- ✓ 小規模中継局や共聴施設については、ブロードバンドインフラの普及が進む中で、従来の放送波による伝送とブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による伝送の2つの方法について、両者の提供エリアの突き合わせやコスト比較等の具体的な作業を行いつつ、ブロードバンド等による代替可能性について検討していくべきである。
- ✓ ブロードバンド等による代替の検討に当たっては、放送事業者における経済合理性の視点のみならず、視聴者の利便性を十分に考慮し、理解を得ることが重要であることから、そのための具体的方策について調査を実施しつつ検討すべきである。
- ✓ また、画質や遅延等について、ブロードバンド等代替に求められる水準について検討すべきである。デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討すべきである。
- ✓ これら課題について実務的に検討するための作業チームを本検討会の下で開催。
 - ⇒ 令和4年2月24日から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催中。
 - ・代替先のネットワークとして、(1)ケーブルテレビ及び(2)ブロードバンド(①RF方式、②IPマルチキャスト方式、③IPユニキャスト方式)を想定。
 - ・既存サービスが存在しないIPユニキャスト方式については、公正競争の観点に留意しつつ、利用可能性及び機能・品質要件を新たに検討。
 - ・検討結果を踏まえ、IPユニキャスト方式以外も含め、代替可能なネットワークを選択肢として提示。本年6月頃に本検討会に報告。実際の代替に当たって採用する方法は、放送事業者それぞれで判断(代替せずにミニサテ局等を更新することも選択肢)。

【マスター設備の効率化】

- ✓ マスター設備についても、次期更新に向けて、デジタル技術の導入による効率化を図ることを経営の選択肢として検討していくべきである。例えば、機器間接続のIP化、一部機能の集約化・クラウド化の可能性も考えられるのではないかと。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の概要

1. 概要

- 小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替の可能性について検討。
- 伊東主査、落合構成員、三友構成員、森川構成員、クロサカタツヤ構成員(株式会社企)、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、放送事業者、通信事業者等から構成。
- 作業チームにおける検討状況・結果は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」に報告。

2. 検討項目

(1) 小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段の利用可能性

- ・ 想定しうる代替手段の整理
- ・ 代替手段の利用可能性の検証(IPユニキャストについては、放送事業者及び通信事業者からの情報提供・協力のもと、モデル地域を指定して各種要件を検討)

(2) 代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件

- ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目の整理
- ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目ごとの内容の整理(緊急地震速報を含む遅延、輻輳時の対応等を含む。)
※ 有線テレビジョン放送(IPマルチキャスト放送を含む。)については、以下のとおり、既に機能・品質要件が定められている。
 - ・「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」(平成23年総務省令第95号)
 - ・「地上デジタル放送IP再放送方式審査ガイドライン」(平成23年8月1日 地上デジタル放送補完再放送審査会)

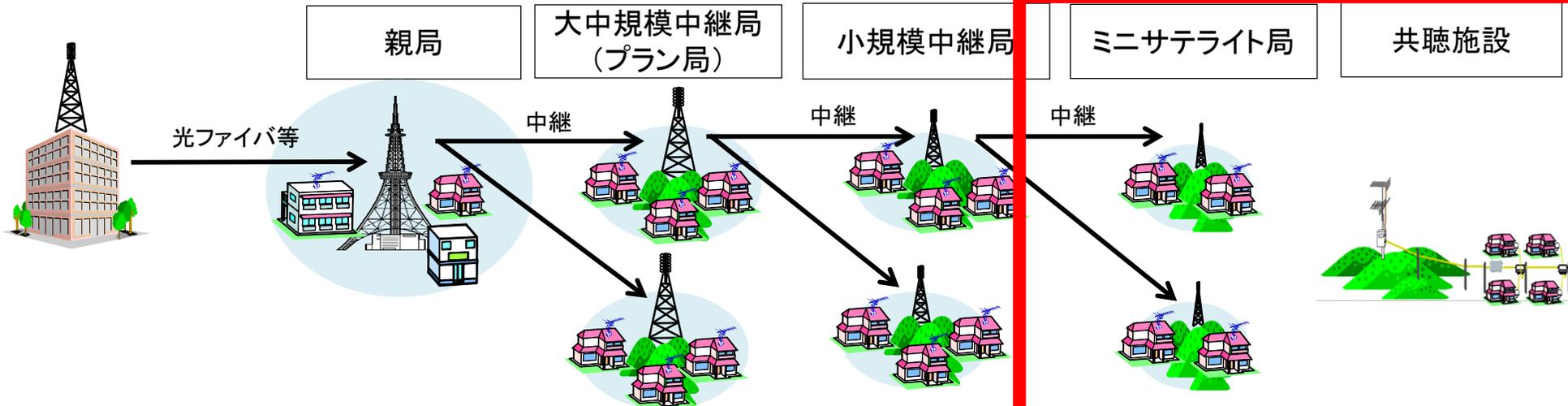
(3) その他

- ・ 著作権処理
- ・ 地域制御の有無
- ・ 住民合意/受信者対策
- ・ ユーザーアクセシビリティの確保
- ・ デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上 等

代替元として検討対象となる放送ネットワークインフラの範囲(案)

- 地上テレビジョンの放送ネットワークインフラにおける受信の形態は、放送波の送信を行う基幹放送局から直接受信するもの、直接受信した放送を再放送するネットワーク(ケーブルテレビ施設、共聴施設)から受信するものがある。
- コスト負担軽減の観点から、ブロードバンド等による代替可能性を検討する代替元のネットワークとしては、**ミニサテライト局及び共聴施設のほか、必要に応じて一部の小規模中継局(以下「ミニサテ局等」という。)**が主に想定される。

検討対象となる主な範囲



	親局	大規模中継局 (プラン局)	小規模中継局	ミニサテライト局	共聴施設
全国局数	約200局	約1,400局	約7,300局	約3,300局	約15,000施設 ^{※2} (NHK共聴+自主共聴)
うち、NHK分 (総合+教育)	45局	472局	2,699局	1,183局	約90施設 ^{※3} (自治体ケーブル)
					約5,300施設 (NHK共聴)

注 2021年10月時点(局数は、免許数でカウント)

※2 有線電気通信法に基づく届出数から推定。

※3 地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)を活用して地デジ難視聴対策を実施した自治体運営のもの。

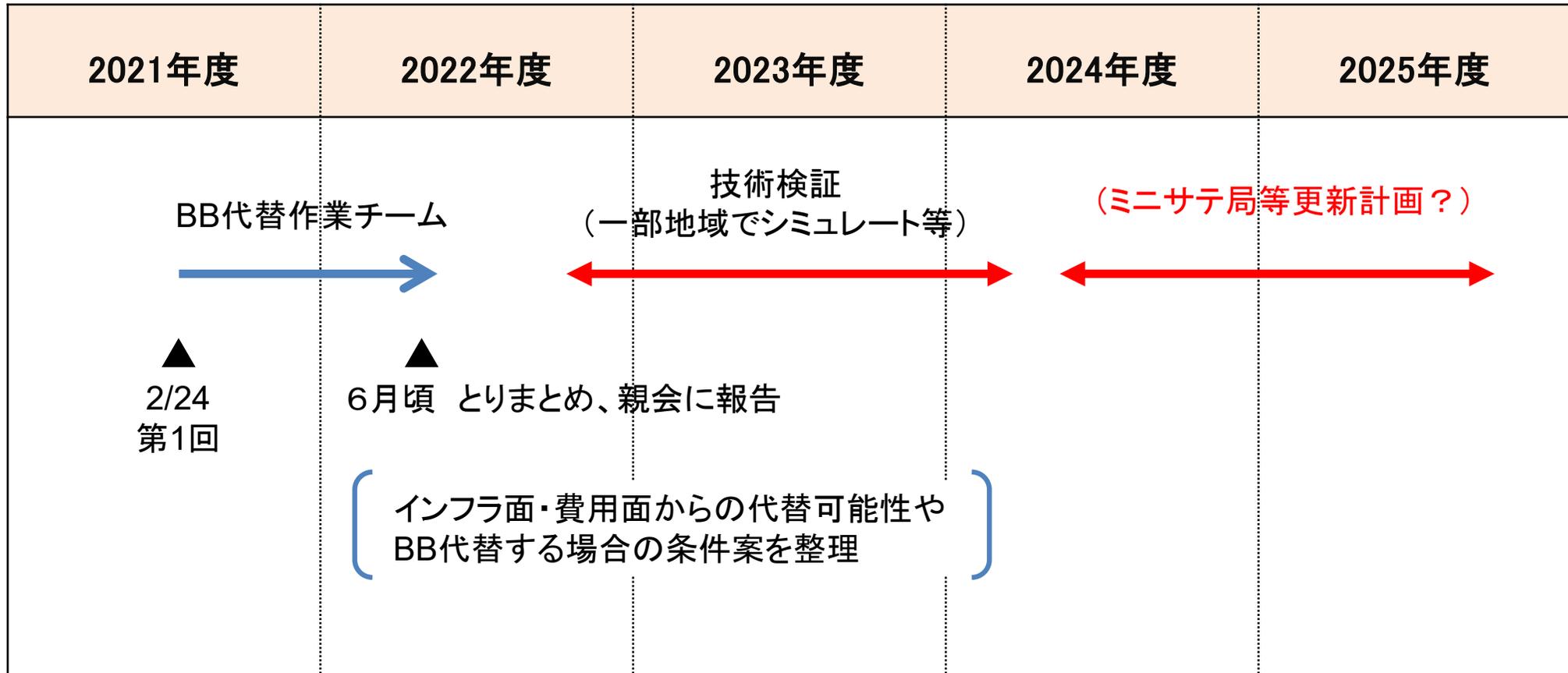
【基幹放送局の分類】

- 親局: 放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる親局(放送法施行規則第103条第1号)。
- プラン局: 親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる中継局(放送法施行規則第103条第2号)。
- その他の中継局: 親局及びプラン局以外の基幹放送局(放送法施行規則第103条第3号)。「空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局」として、「テレビジョン放送(地上系)を行う3W以下の中継局」が規定(基幹放送用周波数使用計画 第1総則 4(5))。
- ミニサテライト局: 「その他の中継局」のうち、空中線電力0.05W以下のもの。(無線設備規則第十四条第二項及び別表第一号注二十一ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件)

代替先として検討対象となるネットワークの範囲(案)

○ ブロードバンド等による代替可能性を検討する代替先のネットワークとしては、(1)ケーブルテレビネットワーク及び(2)ブロードバンドネットワーク(①RF方式、②IPマルチキャスト方式、③IPユニキャスト方式)が想定される。

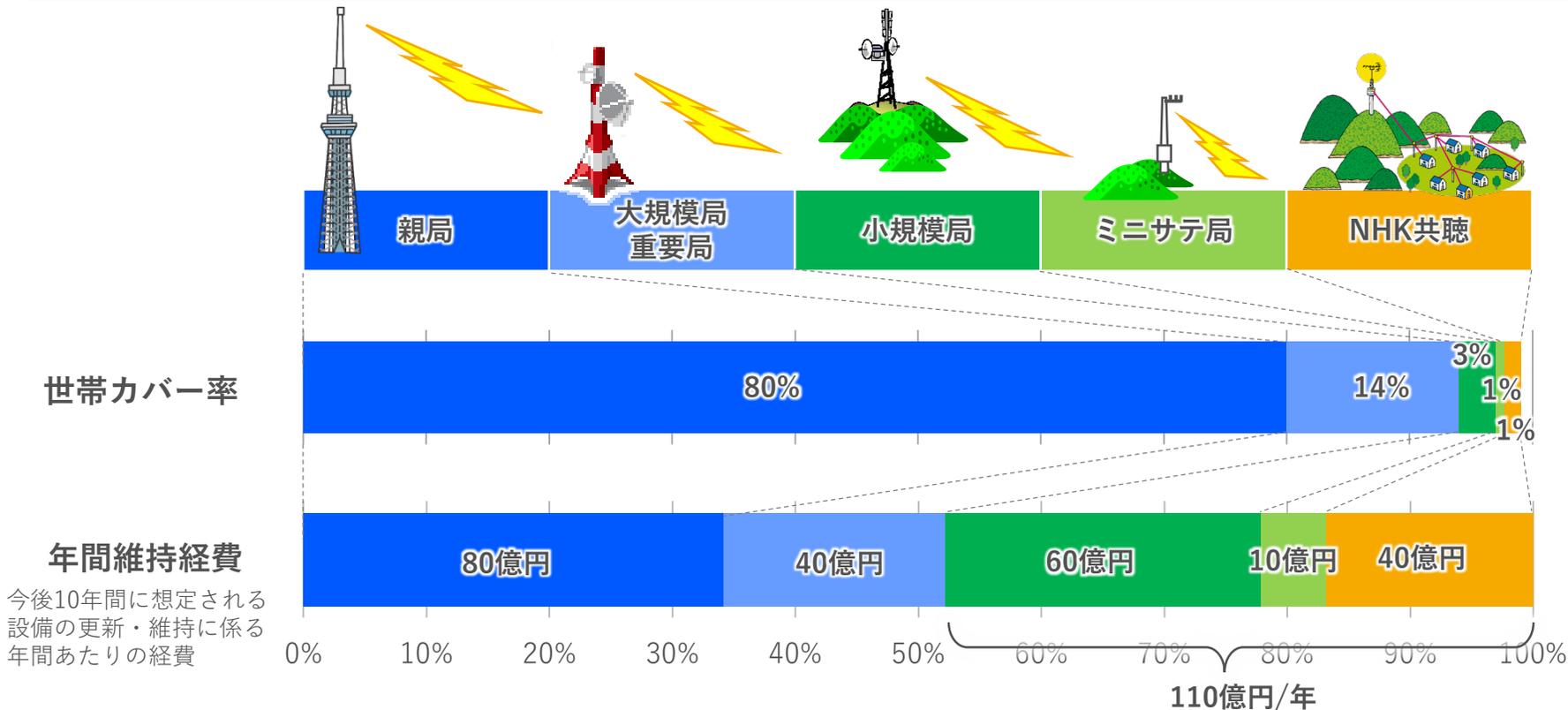
代替先として考えられるネットワーク	(1)ケーブルテレビネットワーク	(2)ブロードバンドネットワーク			
	RF方式	①RF方式 (アクセス系伝送路を光多重)	②IPマルチキャスト方式	③IPユニキャスト方式	
アクセス事業者の制限	あり				なし
イメージ					
	HEをケーブルテレビNWに直接接続	HEを対応事業者の通信NWに直接接続	配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接設置(複数の通信NWは困難)	配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接接続(複数の通信NWも可)	配信サーバーをオープンインターネット上に接続
放送・通信の扱い	放送	放送	放送	通信	通信
例	一般的なケーブルテレビ事業者	スカパーJSAT	ぷらら(アイキャスト)	—	NHKプラス



ミニサテ局等の更新開始は、2026年～2028年頃が想定される。

【参考】

地上テレビジョン放送の送信にかかる経費



世帯当たりの年間経費比較



NHK受信料 地上契約月額1,225円 (年14,700円) ※口座・クレジット2か月払

【参考】

放送ネットワークインフラの一部をブロードバンドで代替する場合の課題

○あまねくの実現

- 光ファイバー未整備地域への対応
ICTインフラ地域展開マスタープランより **17万世帯**
- ブロードバンド等で代替となる世帯への対策
BB加入・工事費、対応受信器配付 等

- 視聴者のコスト負担
ブロードバンド契約 **数千円/月**

関係者の適切な負担について調整が必要

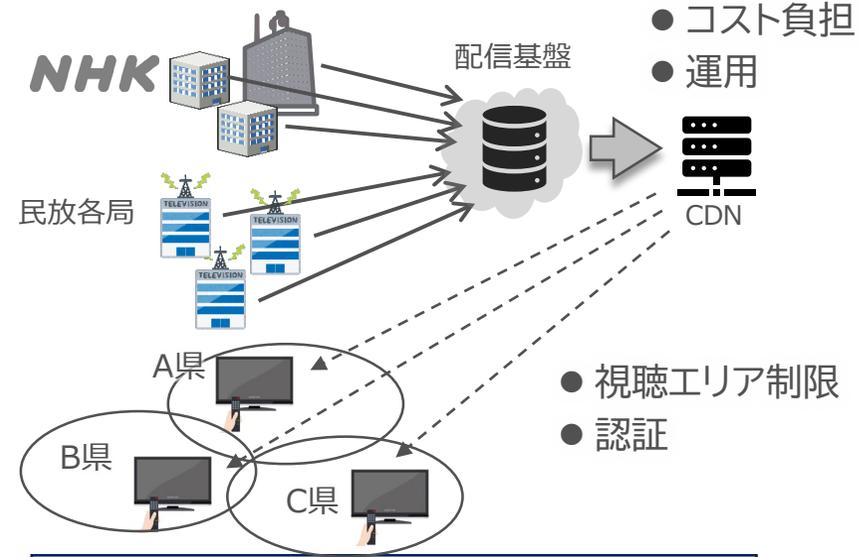
○遅延

NHKプラスの遅延時間
約30秒

- フタかぶせ
- 配信基盤
- CDN など

一定の遅延は不可避だが、最新技術により短縮が可能

○代替地域向け配信基盤



代替地域向け配信基盤の整備が必要

○権利にかかわる課題

いわゆる「フタかぶせ」を避け、放送と同内容のものを届けるためには、放送の一部として権利が確保できるかどうかがポイントに

法改正も視野に入れた社会的な合意形成が必要

II. 電波法及び放送法の一部を改正する法律案について

(放送関係)

1. 外資規制の実効性を確保するための制度整備

- 情報通信分野における外資規制の実効性を確保する観点から、放送事業者等において外資規制違反が生じないようにするための次の制度を整備。

① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

- 基幹放送の業務の認定や無線局の免許の申請書等における記載事項として、**外資比率や外国人役員に関する事項を追加**する。

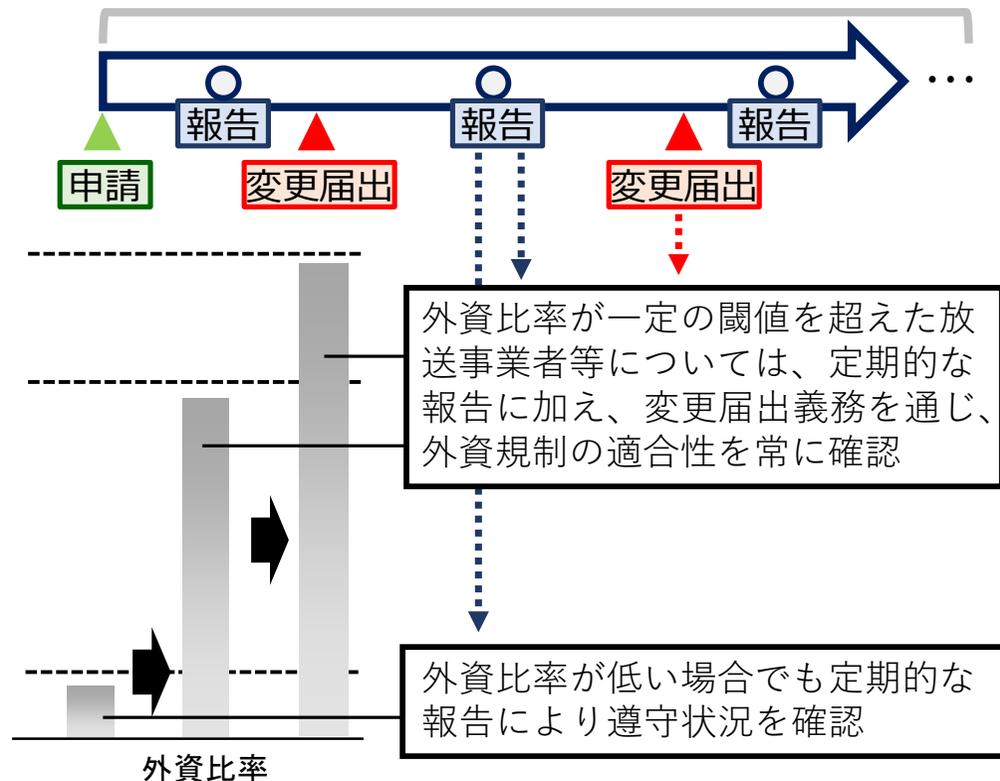
② 外資比率等に変更があった場合の届出義務化

- 申請のあった外資比率につき一定の閾値を超える**変更があった場合等に、総務大臣への届出**を義務化する。

③ 外資規制の遵守状況に関する定期的な報告

- 外資規制の遵守のために講じた措置（研修の実施や制度適用状況等）等を**定期的に総務大臣へ報告**させる仕組みを創設する。

【運用のイメージ】 認定・免許期間



2. 外資規制違反時の是正措置の整備

- 外資規制違反があった場合、**原則認定又は免許を取り消す**が、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、**必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を求める**制度を整備。

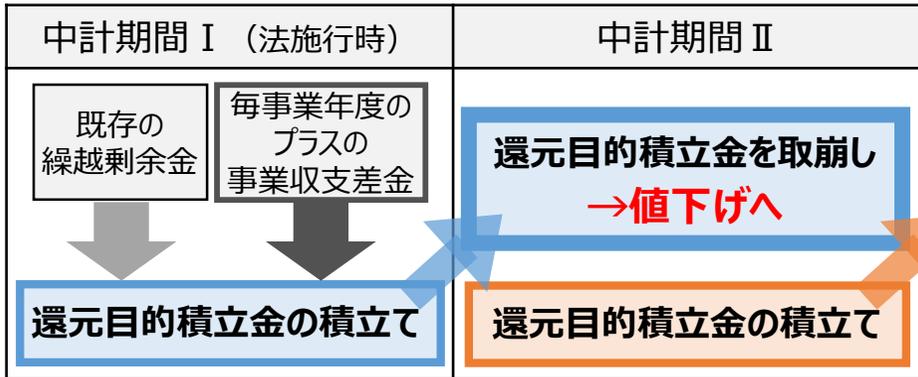
3. 外資規制の廃止又は緩和

- 船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制を廃止。
- コミュニティ放送について間接出資規制を廃止。

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

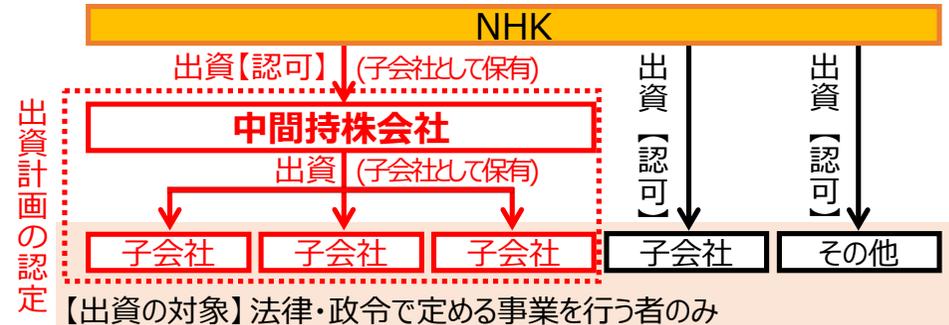
① 受信料値下げのための還元目的積立金制度

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



② NHKの中間持株会社への出資に関する制度

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未契約率17%）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し、受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

III. 放送コンテンツの流通促進について

放送コンテンツの海外展開

- 地域経済の好循環の実現とソフトパワー強化のため、放送コンテンツの海外展開を推進する観点から、インターネット等を通じた動画視聴の拡大等の環境変化を踏まえ、地域の魅力を伝える放送コンテンツを制作・海外発信する取組の支援や、地域の情報発信力の強化につながる取組等を実施。

放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業等 令和3年度補正予算額 11.3億円
 令和4年度当初予算額 1.9億円
 (関連予算 : 令和2年度補正予算 14.5億円、令和3年度当初予算 2.0億円)

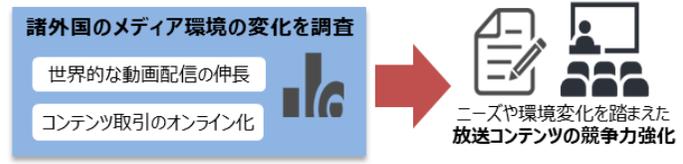
(1) 地域コンテンツの情報発信力の維持・強化

- 地域の魅力を伝える放送コンテンツを制作し海外に発信する取組への支援、地域の情報発信力強化につながる取組



(2) 放送コンテンツの国際競争力強化

- 世界的な動画配信の伸長や新型コロナウイルス感染症の影響によるコンテンツ取引のオンライン化等を踏まえた海外市場・ニーズ、事業環境変化等に関する調査



**地域の魅力を発信する多様なコンテンツを世界に発信
 日本のソフトパワー・情報発信力を維持・強化**

コンテンツによる地域活性化
 ・日本の各地域
 (農産品・地場産品、文化等)
 に対する関心・需要の維持・喚起 等

ソフトパワーの強化
 ・日本文化・日本語の普及
 ・国際的なイメージの向上 等

- 令和2年個人情報保護法等を受けて、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（以下「放送分野ガイドライン」という。）を改正（令和4年4月1日施行）。
- 現在、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」において、放送番組のネット配信を含む放送事業者の取組の進展を促進するため、配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関して、①「公正競争」の確保の観点（※1）と②「安心安全」（※2）の保護の観点をとともに考慮し、その在り方について、検討。

主な検討状況

1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

- 視聴データに関する用語の整理を行った上で、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いの規律について、改正個人情報保護法令で規定されている事項を放送分野ガイドラインに反映（基本的には、放送分野ガイドラインに改正個人情報保護法令と同等の規律を設けることとし、改正個人情報保護法の令和4年4月1日の施行までに、放送分野ガイドラインを改正）。

2 配信サービスに対するガイドラインの適用関係

- 現状、配信サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、電気通信事業ガイドライン（「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」という。以下同じ。）に加え放送分野ガイドラインも適用されるところ、それ以外の配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関し、ガイドラインの適用関係を検討。
- 検討に当たっては、①「公正競争」の確保の観点（※2）と②「安心安全」の保護の観点（※3）をとともに考慮し、電気通信事業ガイドラインの改正の動向を踏まえつつ、検討中。

（※1）「公正競争」の確保の観点：ネット配信においてグローバルプラットフォームの普及が進展しているところ、放送事業者の同時配信等といえどもネットの世界ではあくまで挑戦者の立場であるから、他のネット配信と共通のルールを適用しなければ公正な競争が確保されず、サービスの継続が困難となるおそれはないか。

（※2）「安心安全」の保護の観点：これから到来するであろう本格的なネット配信時代においても、「放送」が果たしてきた役割に準じた役割、すなわち、老若男女の誰もが安心して視聴できるという「信頼」を寄せることができるサービスを、今後とも、社会全体として何らかの形で確保していく必要があるのではないか。